

# 収支内訳書(農業所得用)の書き方

大津市

○ 収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。

収入金額	① 販売金額	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
	② 家事消費 / 事業消費金額	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。
	③ 雑収入	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。
	⑤・⑥ 農産物の棚卸高	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤・⑥の金額を記入します。

○ 収入金額の明細(裏面)

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、本年中に販売したのものについては、すべて本年分の販売金額になります。
家事消費 / 事業消費金額	農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価格により計算して記入します。
農産物の棚卸高(期首・期末)	収穫時の生産者販売価格により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

○ 必要経費の各科目の具体例等

科目	具体例
⑧ 雇人費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
⑨ 小作料・賃借料	農地の賃借料、農地以外の土地・建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、カントリーなどの共同施設利用料
⑩ 減価償却費	建物、農機具、農業用自動車などの償却費(取得価額が10万円以上の資産) ※詳しくは裏面参照
⑪ 貸倒金	売掛金などの貸倒損失
⑫ 利子割引料	借入金の利子や、手形の割引料
イ 租税公課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産)、自動車税(取得税、重量税を含む)、不動産取得税などの税金 ②水利費、農業協同組合費などの公課
ロ 種苗費	種もみ、苗代、種いもなどの購入費用
ハ 素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費および種付料
ニ 肥料費	肥料の購入費用
ホ 飼料費	飼料の購入費用
ヘ 農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
ト 農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費
チ 諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
リ 修繕費	農業用倉庫、農機具等の修理代、農業用自動車の車検代
ヌ 動力光熱費	農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
ル 作業用衣料費	作業衣、地下たびなどの購入費用
ヲ 農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
ワ 荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
カ 土地改良費	土地改良事業の負担金(1事業につき10aあたり1万円までは全額経費)や客土費用
ツ 雑費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農産物以外の棚卸高(ネ期首・ナ期末)	毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
ヲ 経費から差し引く果樹・牛馬等の育成費用	収支内訳書裏面の「果樹・牛馬等の育成費用」欄の ヲ の金額を記入します。

[専従者控除について]

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を越える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)一人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

- (1) 86万円(その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、50万円)
- (2) (収支内訳書表面の⑮の金額) ÷ (事業専従者+1)

「雇人費の内訳」欄

氏名・住所又は作業名	期間雇人(年雇人)の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
源泉徴収税額	年末調整後の源泉徴収税額を記入します。なお、臨時雇人など、年末調整を行わない人については、本年中に徴収した源泉徴収額を記入します。

「小作料、賃借料の内訳」欄

小作料、賃借料等の別	小作料、賃借料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

○減価償却費の計算（平成19年4月1日以降取得分から残存価額の廃止により計算方法が変わっておりますのでご注意ください。）

償却方法	(1) 定額法の場合（建物、農機具などの一般減価償却資産） <b>①平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産</b> 取得価額 × 90% × 償却率(旧) × 本年中の償却期間 = 償却費の額 ※耐用年数が経過した翌年に取得価額の95%まで償却します。 なお、残存価額の廃止に伴い、償却可能限度額に達した場合は、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却する。 （取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円） ÷ 5 = 償却費の額（※1円（備忘価額）まで償却） ただし、平成20年分から適用 <b>②平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産</b> 取得価額 × 償却率(新) × 本年中の償却期間 = 償却費の額（耐用年数経過時点で1円まで償却） (2) 定率法の場合 税務署に届出が必要となります。	
	本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を一月として計算します。
	未償却残高 （期末残高）	・ 本年中に取得した資産は、イの金額からホの金額を差し引いた金額。 ・ 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額 - 前年末までの償却費の累積額」の金額）からホの金額を差し引いた金額。
	摘要	・ 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など ・ 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 ・ 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合……その特例名

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の、いわゆる少額な減価償却資産については、減価償却しないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「ハ 償却率」欄に「1/3」と記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表(この表にないものでわからないものはおたずねください)  
 ※耐用年数の見直しが行われ、改正後の耐用年数は平成21年分から適用となります。

※平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産より償却率が変更されています。

[車両]

構造・用途	細目	耐用年数	
		改正前	改正後
一般用のもの	自動車(2輪・3輪自動車を除く)	4	
	小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの) 軽トラ	4	
	貨物自動車(ダンプ式のものを除く)	5	
	その他のもの	6	

[機械及び装置] 農業用設備の耐用年数は全て7年となります。

種類	細目	耐用年数	
		改正前	改正後
農業用設備	トラクター	8	7
	耕うん整地用機具	5	
	栽培管理用器具	5	
	穀類収穫調製用機具	5	
	その他のもの(脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機、ウインドローフなど)	8	
	防除用機具	5	
その他の器具(保冷库等)	10		
	その他のもの	5	

耐用年数	償却率(定額法)	
	H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得
2年	0.500	0.500
3年	0.333	0.334
4年	0.250	0.250
5年	0.200	0.200
6年	0.166	0.167
7年	0.142	0.143
8年	0.125	0.125
9年	0.111	0.112
10年	0.100	0.100
11年	0.090	0.091
12年	0.083	0.084
13年	0.076	0.077
14年	0.071	0.072
15年	0.066	0.067
16年	0.062	0.063
17年	0.058	0.059
18年	0.055	0.056
19年	0.052	0.053
20年	0.050	0.050
21年	0.048	0.048
22年	0.046	0.046
23年	0.044	0.044
24年	0.042	0.042
25年	0.040	0.040
26年	0.039	0.039
27年	0.037	0.038
28年	0.036	0.036
29年	0.035	0.035
30年	0.034	0.034
31年	0.033	0.033
32年	0.032	0.032
33年	0.031	0.031
34年	0.030	0.030
35年	0.029	0.029
36年	0.028	0.028
37年	0.027	0.028
38年	0.027	0.027

[構築物]

構造・用途	細目	耐用年数		
		改正前	改正後	
農業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	斜降索道設備及び牧さく(電気牧さくを含む)	17	14
		その他のもの(えん堤、用水路、かんがい用配管、農用井戸、あぜ等)	20	17
	主として金属造のもの	斜降索道設備	13	14
		その他のもの(農用井戸、かん水用だな等)	15	
	主として木造のもの	斜降索道設備、稲架、牧さく(電気牧さくを含む)等	5	5
	土管を主としたもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管等	10	10
その他のもの	薬剤散布及びかんがい用塩化ビニール配管等	8	8	

[建物]

構造・用途	細目	耐用年数		
		改正前	改正後	
倉庫用、作業場用	木造・合成樹脂	15		
	木骨モルタル	14		
	レンガ造・石造・ブロック造	34		
	鉄骨鉄筋コンクリート	38		
	金属造	骨格材の肉厚が4mm超のもの	31	
		骨格材の肉厚が3mm超 4mm以下のもの	24	
簡易建物	掘立造及び仮設のもの(木製主要柱10cm以下のトタンぶきは10年)	7		